



介護予防支援契約書（兼重要事項説明書）

（契約の目的）

第1条 本契約は、新宮町地域包括支援センター（以下「事業者」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項の規定により居宅要支援者等（要支援1・2の者及び事業対象者。以下「利用者」という。）の依頼を受けて、当該居宅要支援者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、介護予防支援の提供を行うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日からとする。要支援認定者については、利用者の要支援認定の有効期間満了日までとし、契約期間満了の14日前までに利用者から契約満了の意思表示がなされない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

事業対象者については、事業対象者に該当しなくなった日までとする。

（業務の委託）

第3条 事業者は、法第115条の23第3項の規定により、介護予防支援に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

（事業者の義務）

第4条 事業者は、介護予防計画作成に際し、あらかじめ介護予防計画が法及び関係法令に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

また、事業者はあらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（支援内容）

第5条 介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）介護予防計画作成の支援
- （2）介護予防計画実現のための連絡調整等
- （3）介護予防計画のモニタリング及び評価
- （4）介護予防計画変更の支援
- （5）その他要支援認定（変更）申請の支援

（介護予防支援に要した費用の支払い）

第6条 利用者が事業者に支払うべき当該介護予防支援に要した費用は、次のとおりとする。

（1） 利用料金

介護予防支援に関する利用料金は、事業者が法等の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担は生じない。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は、利用料金として別紙に定める金額を事業者に支払うものとする。この場合、事業所は、介護予防支援提供証明書及び領収書を利用者へ交付しなければならない。

また、利用者は当該提供証明書及び領収書を、福岡県介護保険広域連合の窓口に提示し、所定の手続きを経た場合は、全額の払い戻しを受けることができる。

（2） 交通費

利用者の居住地が、事業所の「通常の事業の実施地域」以外の地域である場合、事業者は利用者に対して交通費の実費を請求できる。

（3） その他の料金

事業者は、利用者に対し、要支援認定(変更)申請に係る必要書類の作成及び送付に要する費用の実費を請求できる。

(4) 利用料金の支払方法

利用者は、法定代理受領ができない場合の利用料金及び前号に掲げるその他の料金につき、事業者に対し、支払うものとする。

(記録作成及び交付の義務等)

第7条 事業者は、利用者に係る介護予防支援の実施に関する記録を作成し、その完結の日から5年間当該記録を保管し、利用者又はその代理人の請求に応じ、当該記録を閲覧させ、又は当該記録の写しを交付するものとする。当該利用者に係る介護予防支援の実施にともない作成した当該記録以外の文書その他の物件についても同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 事業者は、介護予防支援に係る業務を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報に関する法令(条例を含む。)を遵守するものとする。

2 事業所の介護予防支援業務に従事する者は、在職中及び退職後においても、当該介護予防支援に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 事業者は、介護予防支援に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するときは、個人情報の保護に関して必要な措置を講じる。

4 事業者は、業務を実施する上で正当な理由がある場合は、当該個人情報を利用できる。

(1) 個人情報の利用期間は、介護予防に係るサービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じる。

(2) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係る目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に個人情報を漏らさない。

(3) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

5 個人情報の利用目的は次のとおりとする。

(1) 介護保険における要支援認定の申請、更新及び変更。

(2) 利用者に関わる介護予防計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供。

(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)及びその他社会福祉団体等との連絡調整。

(4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合

(5) 利用者の利用する介護予防事業所内の会議等。

(6) 行政の開催する評価会議等で必要な場合

(契約の終了)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、本契約の有効期間の途中であっても、終了する。

(1) 利用者が、死亡した場合

(2) 要介護認定により当該利用者の心身の状態が「非該当」と判定され、法第115条の45第1号に定める介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者に該当しなくなった場合、又は「要介護」と判定された場合

(3) 利用者が、新宮町を転出した場合

(4) 利用者が、小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合

(5) 利用者が、福岡県介護保険広域連合以外の介護保険被保険者となった場合

(利用者の中途解約)

第10条 利用者は、本契約の有効期間の途中であっても、本契約を解約することができる。この場合には、利用者は事業者に対し、本契約の終了を希望する日の14日前までに通知する。

(利用者の解除権)

(1) 事業者が、正当な理由なく、利用者に係る介護予防支援を実施しない場合

(3) 事業者又はその従業者が、第7条に定める個人情報の保護に違反した場合

第12条 事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除できる。

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはその従業員の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第13条 事業者は、介護予防支援の実施に関する利用者等からの相談及び苦情に対し、受付窓口を設置し、適切に対応する。

第14条 事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、保険者、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行う。

第15条 事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項について、事業者で定める「虐待防止のための指針」に基づき、必要な措置を講じる。

第16条 本契約に定めのない事項に関して問題が生じた場合、事業者は法等の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議する。

事業者又は一部委託事業者は、利用者又はその家族等に対し、介護予防支援契約書（兼重要事項説明書）について説明し、利用者は事業者又は一部委託事業者から介護予防支援契約書（兼重要事項説明書）の説明を受け、介護予防支援の開始および第8条第5項に掲げる個人情報の使用等に同意します。

(事業者) 新宮町地域包括支援センター 桐 島 光 昭 印

(説明者) 事業所名＊

職名 氏名 印

(利用者) 利用者住所

利用者氏名 印

※利用者が記名押印又は署名できない場合

(利用者) 欄の記名者 (代理人以外は別途、委任状**が必要)

☐ 家族または代理人 ☐ 署名代行人 (該当するものに√)

住所

氏名

印 利用者との関係 ()

【個人情報の利用に関する利用者家族の同意】

利用者家族は、第8条5項に掲げる個人情報の使用等に同意します。

(利用者家族) 住所 _____

氏名 _____ 印 利用者との関係 ()

注) *は、介護予防支援契約書 (兼重要事項説明書) を、本契約書第3条に基づき一部委託事業者が説明した場合に記入すること。

注) **は、様式は任意とする。

① 事業所概要

事業所名称	新宮町地域包括支援センター		
介護保険事業所番号	4004200012	指定年月日	平成24年4月1日
法人名	新宮町	法人代表者	新宮町長
事業所	〒811-0119		
所在地	福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号		
連絡先	電話：092(963)0663 FAX：092(710)8287		
営業日	月曜日～金曜日 (ただし、祝日及び12月29日～1月3日は休業。)	営業時間	午前8時30分～午後5時
職員体制	○管理者：常勤1名 ○従業者：保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、ケアプランナー 各1名以上		
通常の事業実施地域	新宮町		
利用料金 (介護報酬)	① 介護予防計画作成料 4,420円/月 ② 初回加算 (※加算対象の場合のみ) 3,000円/月 ③ 委託連携加算 (※加算対象の場合のみ) 3,000円/月		

② 介護予防支援業務に関する相談・苦情窓口

【地域包括支援センターの窓口】 新宮町地域包括支援センター	電話番号：092(963)0663	【その他の苦情受付窓口】 福岡県介護保険広域連合粕屋支部	所在地：糟屋郡久山町大字久原3168-1
			電話番号：092(652)3111
【市町村の窓口】 新宮町福祉センター 健康福祉課	電話番号：092(710)8286	【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会	所在地：福岡市博多区吉塚本町13番地47
			電話番号：092(642)7859 受付時間：午前9時～午後5時